

横瀬川ダム操作規則

令和2年6月

横瀬川ダム操作規則

目 次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第8条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第9条～第11条）
- 第4章 洪水調節等（第12条～第16条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第17条～第22条）
- 第6章 点検，整備等（第23条～第25条）
- 第7章 雑則（第26条）

附 則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 横瀬川ダム熟练操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 横瀬川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒35立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から 10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月15日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位は、（以下「水位」という。）ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高131.9メートルとする。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高145.8メートルとする。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高108.6メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 131.9 メートルから標高 145.8 メートルまでの容量 3,800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第10条 流水の正常な機能の維持は、標高 108.6 メートルから標高 131.9 メートルまでの容量 3,200,000 立方メートルのうち最大 2,980,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、標高 108.6 メートルから標高 131.9 メートルまでの容量 3,200,000 立方メートルのうち最大 220,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 渡川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 高知地方気象台から高知県幡多において、降雨に関する注意報又は警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 四国地方整備局、中村河川国道事務所、高知地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第14条 所長は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐きから自然放流により行うものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。
ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第17条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第23条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒4.1立法メートルとする。

(放流の原則)

第18条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第19条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、横瀬川ダム地点において別表第1に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

- 2 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、磯ノ川地点において別表第2に掲げる水量を確保できるよう、中筋川ダムからの放流とあわせて、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第20条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、横瀬川有岡取水地点において毎秒0.01立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(放流に関する通知等)

第21条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第22条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第23条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第24条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第25条 所長は、ゲート等を操作し、第23条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

(附 則)

この規則は、令和2年6月16日から適用する。

別表第1（第19条関係） (単位：立方メートル毎秒)

地点名	期 間	水 量
横瀬川ダム	11月1日～翌3月31日	0.18
	4月1日～4月30日	0.64
	5月1日～6月20日	0.74
	6月21日～6月30日	0.65
	7月1日～7月20日	0.54
	7月21日～8月31日	0.43
	9月1日～9月30日	0.41
	10月1日～10月31日	0.08

別表第2（第19条関係） (単位：立方メートル毎秒)

地点名	期 間	水 量
磯ノ川	9月1日～翌3月31日	0.70
	4月1日～8月31日	1.15